

②高齢者医療制度の概況

現行の高齢者医療制度

制度の概要

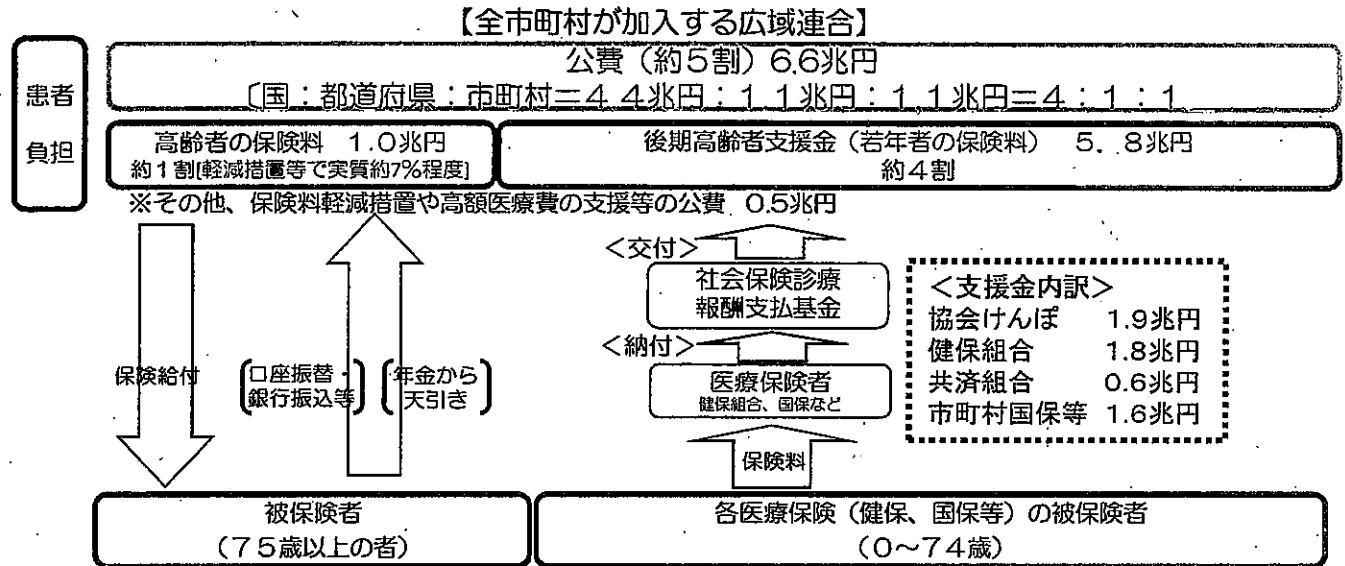
- 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から施行。
- 併せて、65歳～74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するため、保険者間の財政調整の仕組みを導入。

後期高齢者医療制度の仕組み

<対象者数>
75歳以上の高齢者 約1,500万人

<後期高齢者医療費>
15.0兆円（平成25年度予算案ベース）
給付費 13.8兆円
患者負担 1.2兆円

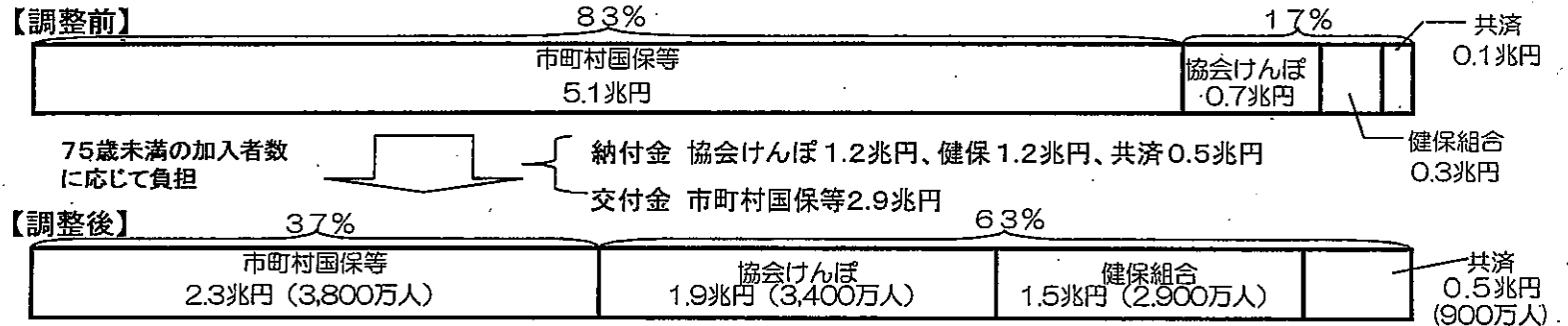
<保険料額（平成24・25年度見込）>
全国平均 約5,560円/月
※ 基礎年金のみを受給されている方は約360円/月



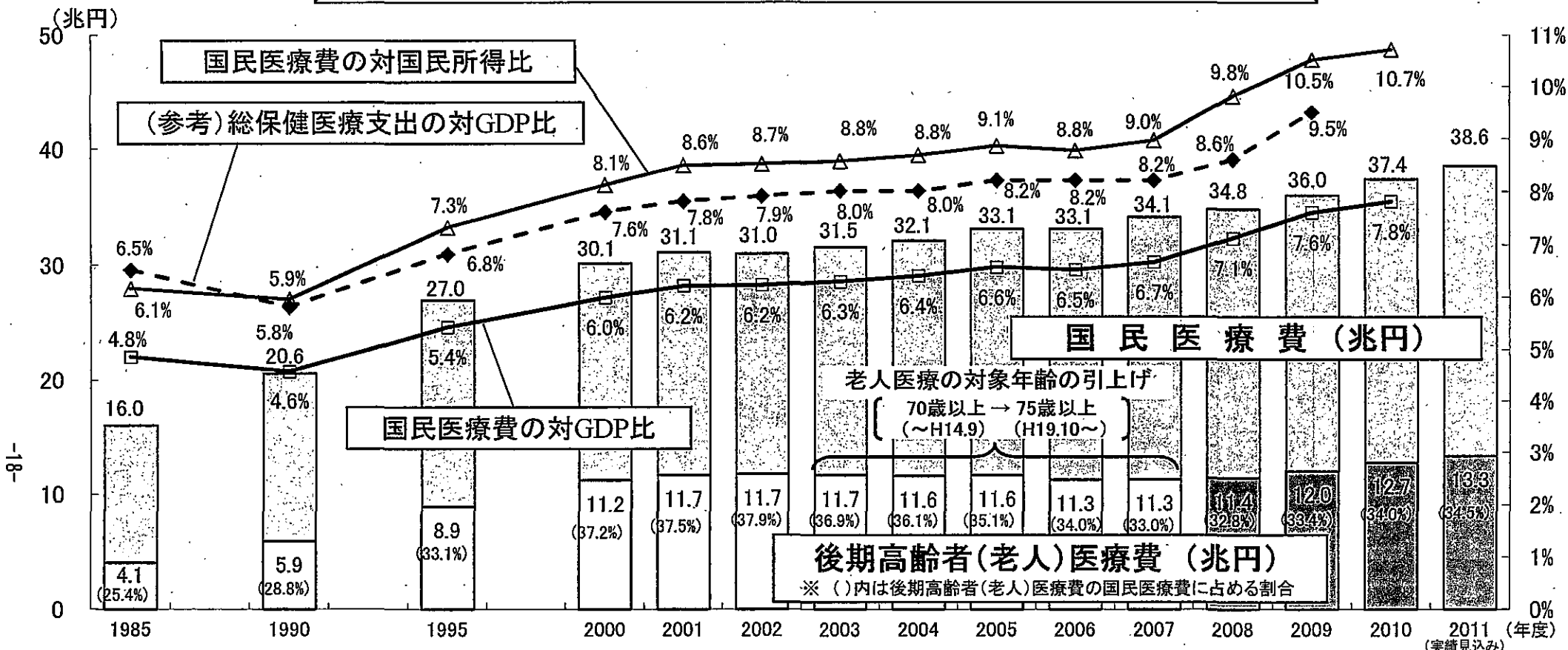
前期高齢者に係る財政調整の仕組み

<対象者数>
65～74歳の高齢者
約1,500万人

<前期高齢者給付費>
6.1兆円
（平成25年度予算案ベース）



医療費の動向



<対前年度伸び率>

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.7
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.6
国民所得	7.2	8.1	▲0.3	2.0	▲1.4	▲0.8	1.2	0.5	1.1	1.1	0.8	▲6.9	▲3.5	2.0	-
GDP	7.2	8.6	1.7	0.9	▲0.5	▲0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	▲4.6	▲3.2	1.1	-

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算(2011.12)。総保健医療支出は、OECD諸国の医療費を比較する際に使用される医療費で、予防サービスなども含んでおり、国民医療費より範囲が広い。2010年のOECD加盟国の医療費の対GDP比の平均は9.5%

注2 2011年度の国民医療費及び後期高齢者医療費は実績見込みであり、前年度の国民医療費及び後期高齢者医療費に当該年度の概算医療費の伸び率をそれぞれ乗じることにより、推計している。また、斜体字は概算医療費の伸び率である。

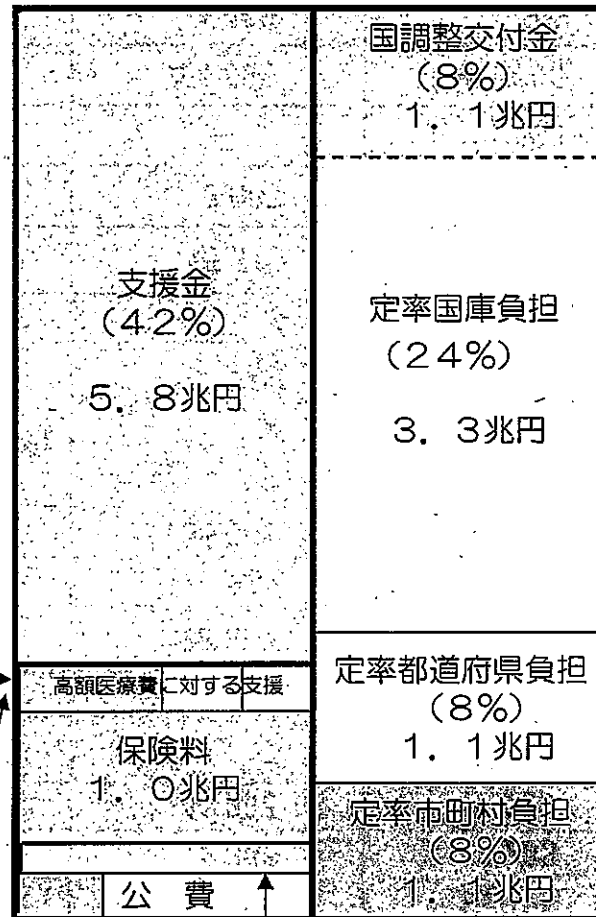
後期高齢者医療制度の財政の概要(25年度予算(案))

医療給付費等総額：13.8兆円

25年度予算案ベース

都道府県単位の広域連合

← 53% → ← 47% →



財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料の上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合(保険料)が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

事業規模 0.2兆円程度

高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、国及び都道府県が1/4ずつ負担する。

事業規模 0.2兆円

特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 23億円

調整交付金(国)

○普通調整交付金(全体の9/10)
広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金(全体の1/10)
災害その他特別の事情を考慮して交付する。

保険基盤安定制度 制度施行後の保険料軽減対策

○保険基盤安定制度
・低所得者等の保険料軽減
(均等割7割・5割・2割軽減
及び被扶養者の5割軽減)
<市町村1/4・都道府県3/4>

○制度施行後の保険料軽減対策(国)
・低所得者の更なる保険料軽減
(均等割9割、8.5割
及び所得割5割軽減)
・被扶養者の9割軽減
<4割軽減分;国>

事業規模 0.3兆円程度

- ① 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。
② 市町村国保及び協会けんぽの後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%(加入者割部分に限る)の公費負担がある。

後期高齢者医療広域連合の収支状況

(億円)

科 目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
単年度収入(経常収入)	保険料	8,213	8,565	8,907	9,073
	国庫支出金	31,547	36,221	36,778	39,782
	都道府県支出金	9,050	10,314	11,232	11,825
	市町村負担金	8,366	9,293	9,854	10,560
	後期高齢者交付金	41,296	47,189	49,526	51,821
	特別高額医療費共同事業交付金	7	16	18	22
	その他	38	94	119	147
	合 計	98,517	111,691	116,434	123,232
単年度支出(経常支出)	総務費	267	273	260	254
	保険給付費	95,008	110,403	117,340	122,948
	財政安定化基金拠出金	89	89	142	142
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	8	16	19	22
	保健事業費	133	158	184	222
	その他	5	37	57	53
	合 計	95,510	110,974	118,001	123,640
単年度収支差(A)		3,007	717	▲1,567	▲409
前年度精算額(B)		—	1,599	1,809	340
当年度精算額(C)		▲1,599	▲1,809	▲340	▲333
精算後単年度収支差(A)+(B)+(C)		1,408	507	▲98	※ ▲401

※平成23年度の精算後単年度収支差は401億円の赤字だが、前年度までの剰余金等により収支は1,072億円の黒字。

(出所:後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局))

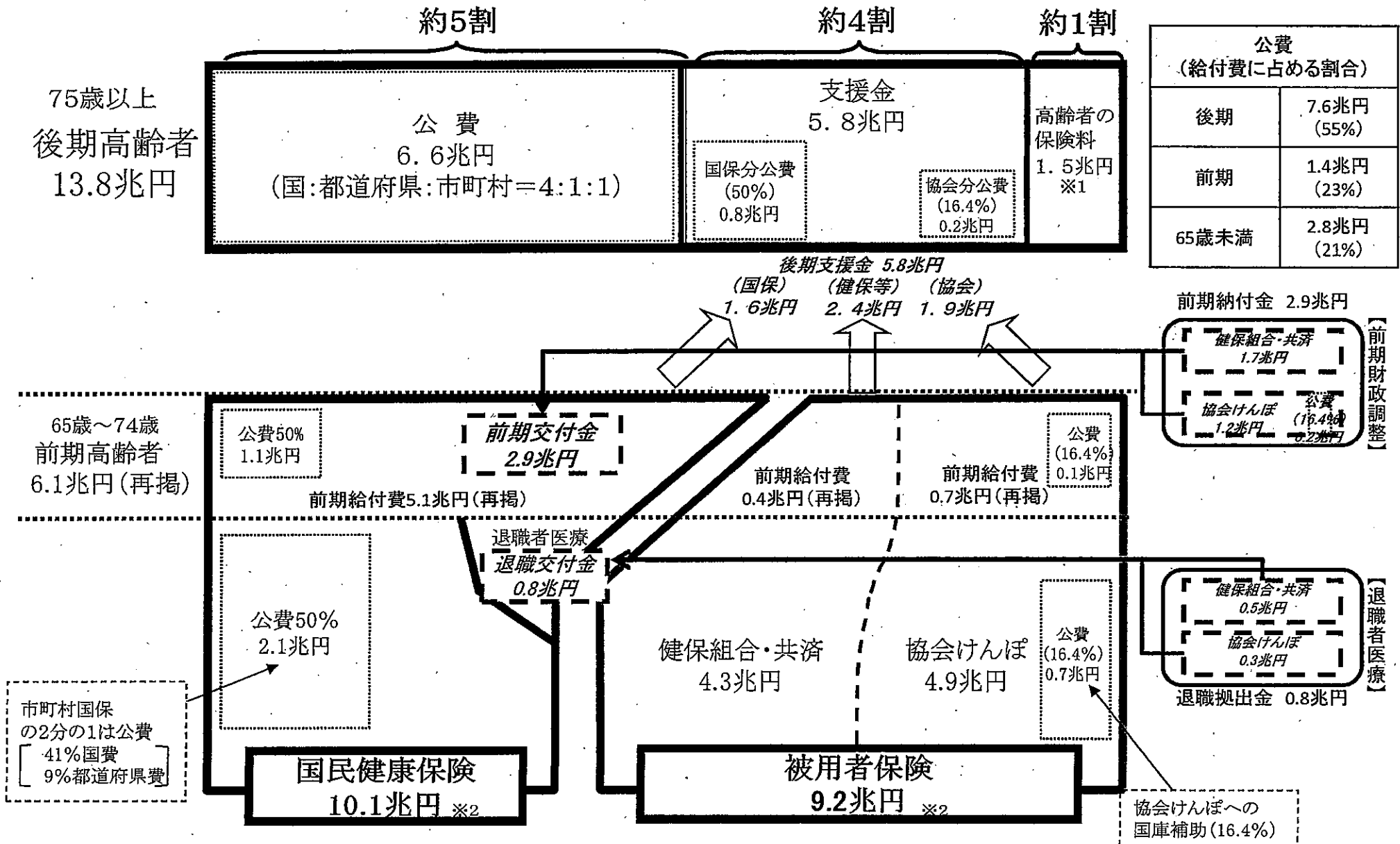
(注1) 数値は、後期高齢者医療広域連合の特別会計に係るものである。

(注2) 前年度精算額は、当該年度に精算された国、都道府県及び市町村負担の額及び後期高齢者交付金の額である。

(注3) 当年度精算額は、翌年度に精算予定の国、都道府県及び市町村負担の額及び後期高齢者交付金の額である。

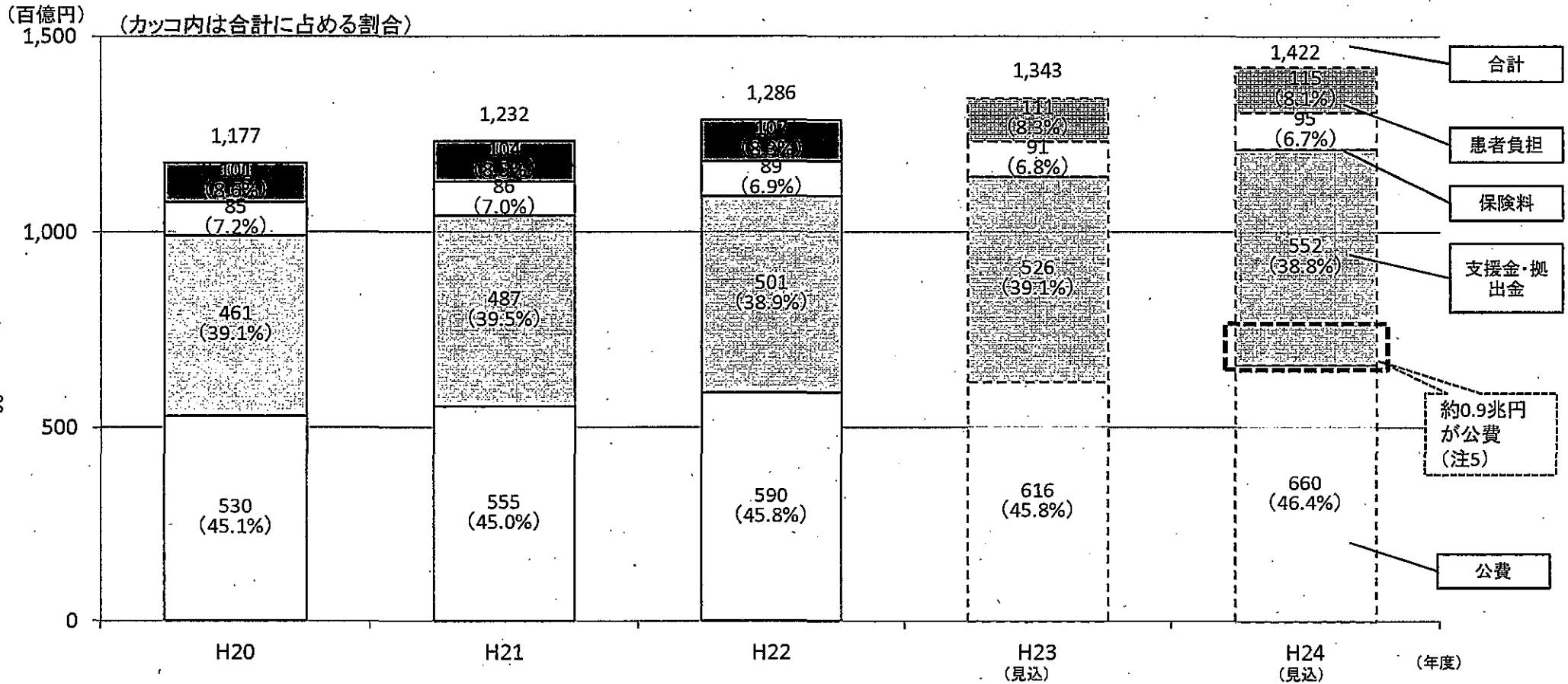
医療保険制度の財源構成

〔医療給付費・平成25年度予算(案)ベース〕



※1 後期高齢者の保険料は、低所得者等に係る軽減分を考慮していない。(保険料軽減措置や高額医療費の支援等の公費0.5兆円)
 ※2 国民健康保険(10.1兆円)及び被用者保険(9.2兆円)は、各制度の給付費を示しており、他制度への納付金、支援金を含まない。
 ※3 保険料軽減等の公費を含まない。

後期高齢者医療の財源



注1 後期高齢者医療事業年報等により作成。

注2 平成22年度以前は実績、平成23年度以降は予算ベース。

注3 平成20年度は、老人保健1ヶ月分と、後期高齢者医療1.1ヶ月分の公費、支援金・拠出金、保険料(後期のみ)、患者負担の額。

注4 公費には、定率負担、調整交付金等医療給付に対するものの他、保険基盤安定分、保険料軽減特例分の負担額を含めて計上。

注5 市町村国保に対し2分の1の公費負担(41%国費、9%都道府県費)、協会けんぽに対し16.4%の国庫補助があることから、後期支援金のうち約0.9兆円は公費。これらを含めると公費割合は、約53%となる。(平成24年度予算ベース)

注6 高額医療費負担約1,035億円、保険料軽減特例約755億円、保険基盤安定約2,481億円、これら合計約4,271億円の公費により保険料を軽減していることから、保険料の医療費に対する実質的な割合は約6.7%となる。(平成24年度予算ベース、高齢者負担率:10.51%)

※高齢者負担率…「現役世代人口の減少」による現役世代の負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半し、高齢者の保険料の負担率を段階的に引き上げる仕組み。

※ 端数処理の関係上、金額が合わない場合がある。
 ※ 経過措置としての老健拠出金を含む。

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》(保険料・公費負担額の見通し)

	2012 (平成24)	2015 (平成27)		2020 (平成32)		2025 (平成37)	
	兆円	兆円	(対2012年度比)	兆円	(対2012年度比)	兆円	(対2012年度比)
負担額	35.1	39.5 (39.1)	1.13 1.11	46.9 (46.1)	1.34 1.31	54.0 (53.3)	1.54 1.52
保険料負担	20.1	22.3 (22.0)	1.11 1.09	25.5 (25.0)	1.27 1.24	28.5 (28.2)	1.42 1.40
公費負担	15.0	17.2 (17.0)	1.15 1.13	21.4 (21.1)	1.43 1.41	25.5 (25.2)	1.70 1.68
(参考)GDP	479.6	509.8	1.06	558	1.16	610.6	1.27

注1:平成24年3月に公表された「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」より、医療部分について抜粋し、計算している。

注2:表中「対2012年度比」は、兆円単位で計算している。

注3:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」の効果は、反映していない。)

注4:()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

注5:医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

後期高齢者医療制度の被保険者数の推移

- 平成23年度の被保険者数は1448.4万人であり、平成22年度と比較すると42.4万人(3.0%)増加している。
- 現役並み所得者の割合が減少し、それ以外の割合が増加してきている。

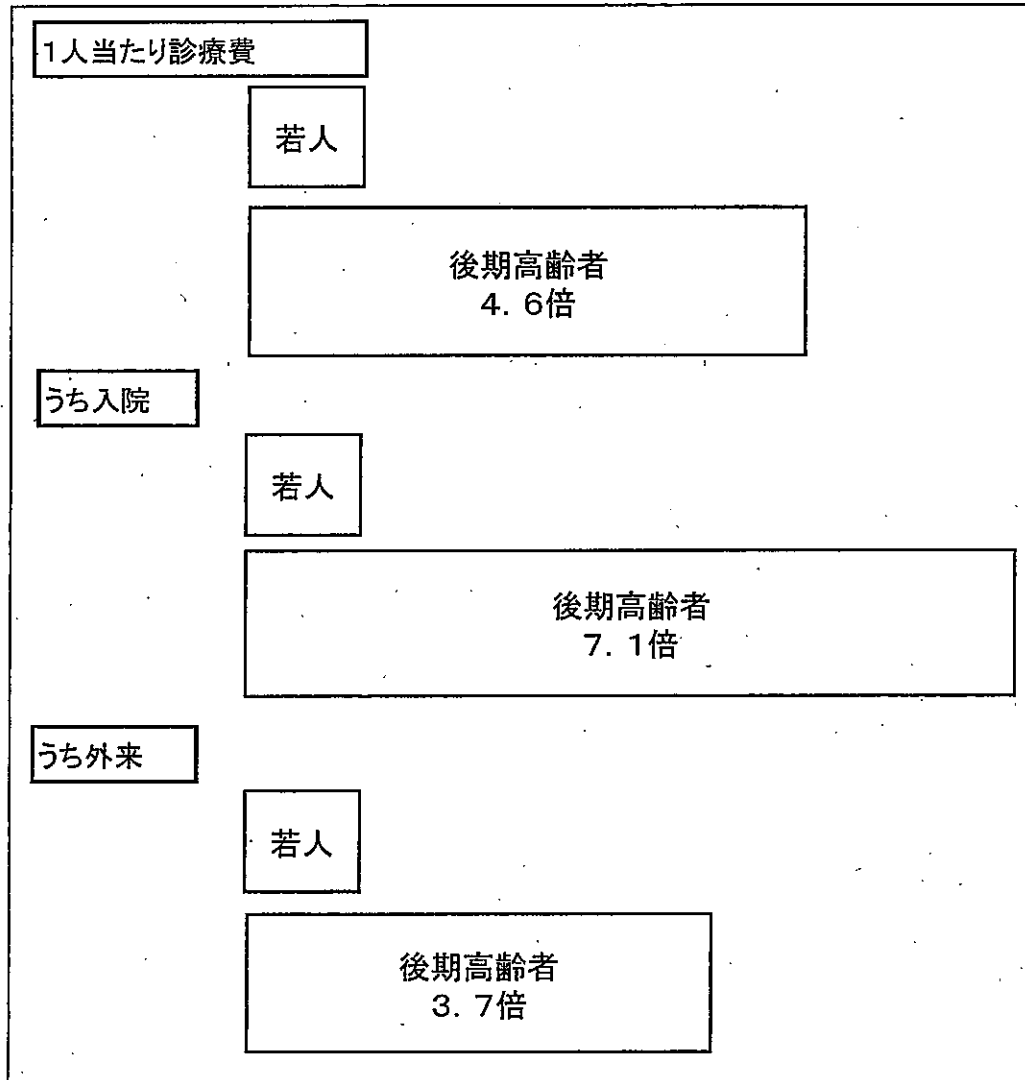
年度	全被保険者		(再掲)現役並み所得者		(再掲)現役並み所得者以外		(再掲)低所得Ⅰ該当者		(再掲)低所得Ⅱ該当者	
	被保険者数(千人) (対前年度比(%))	構成比 (%)	被保険者数(千人) (対前年度比(%))	構成比 (%)	被保険者数(千人) (対前年度比(%))	構成比 (%)	被保険者数 (千人)	構成比 (%)	被保険者数 (千人)	構成比 (%)
平成20	13,194 (一)	100	1,077 (一)	8.2	12,117 (一)	91.8	2,298	17.4	2,413	18.3
平成21	13,616 (3.2)	100	1,033 (▲4.0)	7.6	12,583 (3.8)	92.4	2,481	18.2	2,471	18.1
平成22	14,060 (3.3)	100	1,013 (▲2.0)	7.2	13,047 (3.7)	92.8	2,584	18.4	2,669	19.0
平成23	14,484 (3.0)	100	1,013 (0.1)	7.0	13,471 (3.2)	93.0	—	—	—	—

(資料)保険局「平成22年度後期高齢者医療事業年報」

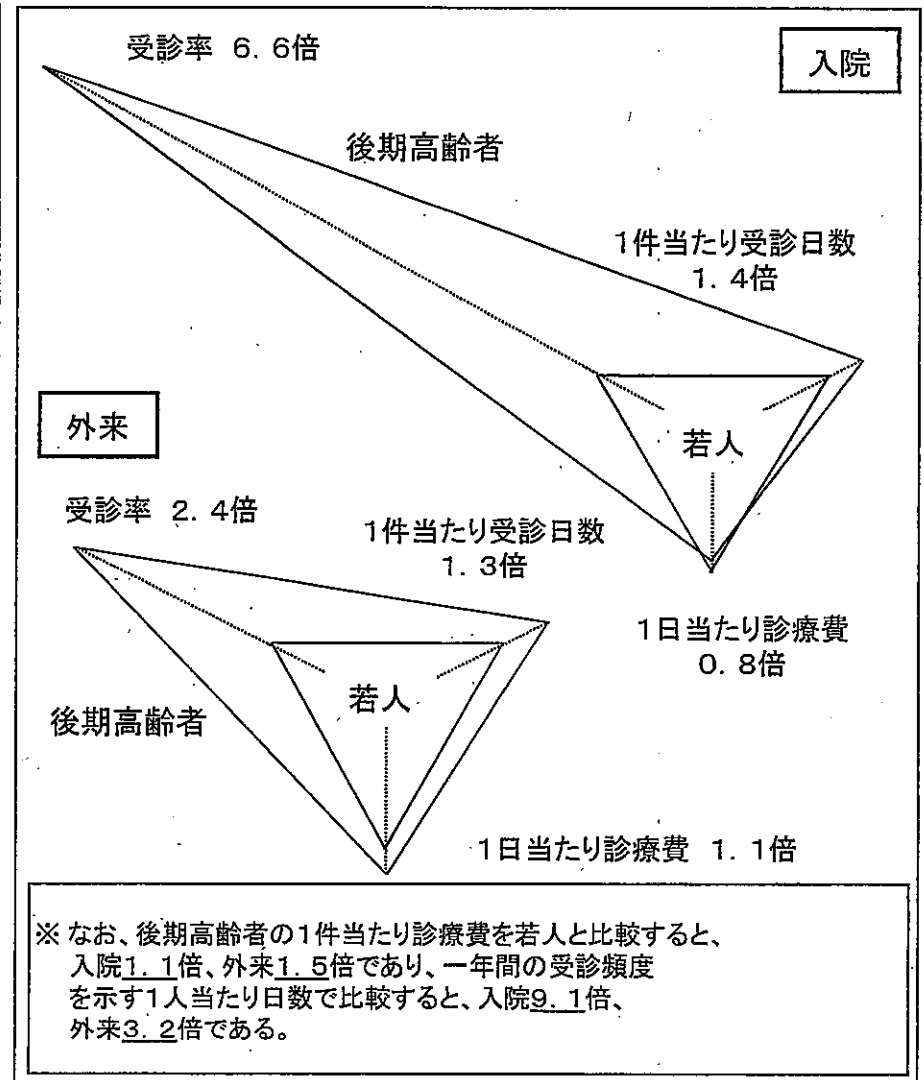
※平成23年度については、「後期高齢者医療毎月事業状況報告
(事業月報)平成24年10月 総括表(速報値)」中の数値。

後期高齢者医療費の特性

1人当たり診療費の若人との比較(平成22年度)



三要素の比較(平成22年度)



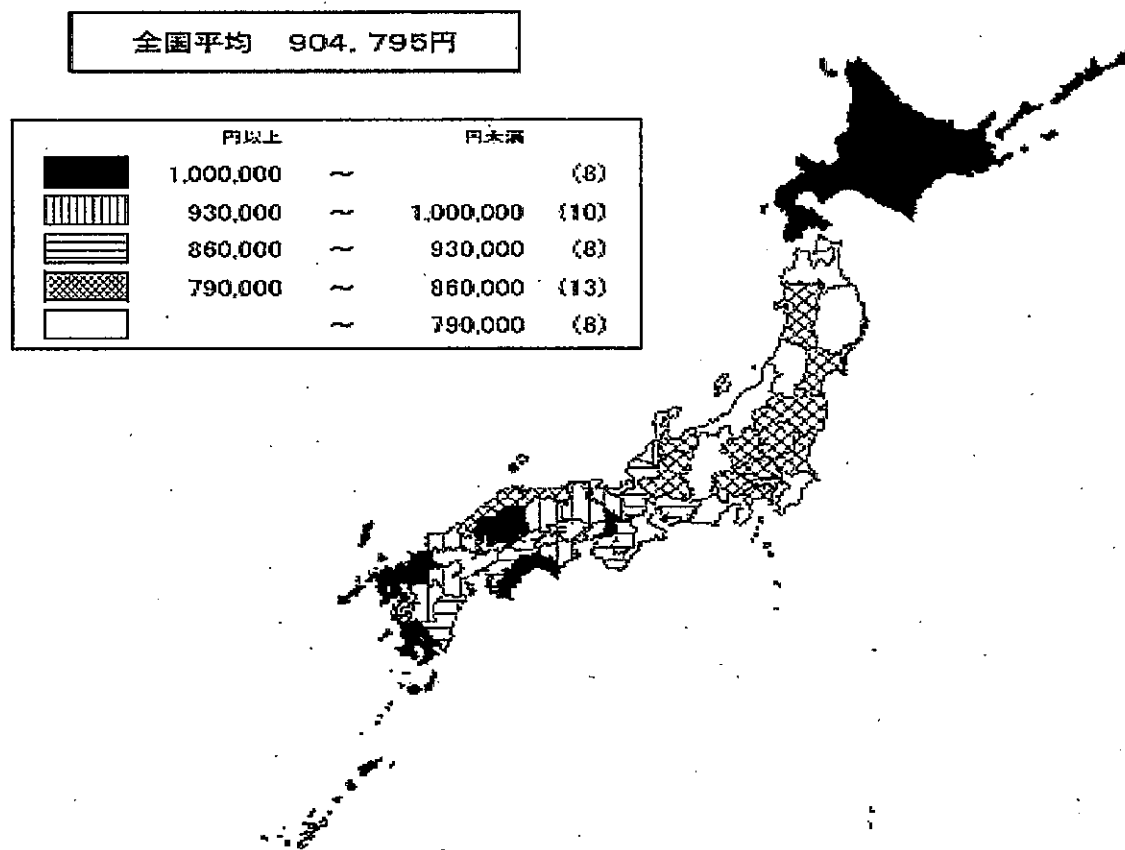
- (注) 1. 後期高齢者とは後期高齢者医療制度の被保険者であり、若人とは後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者である。
 2. 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び調剤費用額の合計である。
 3. 後期高齢者の1人当たり医療費は90.5万円となっており、若人の1人当たり医療費19.7万円の4.6倍となっている。

(資料) 保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」

後期高齢者医療制度の都道府県別被保険者1人当たり医療費

- 平成22年度における後期高齢者医療制度の都道府県別被保険者1人あたり医療費は、全国平均で90万4,795円。最高が福岡114万6,623円、最低が岩手73万269円であり、その格差は41万6,354円、1.57倍となっている。
- 西日本、北海道で1人あたり医療費が高い傾向にある。

1人当たり医療費
(平成22年度)



(資料) 保険局「平成22年度後期高齢者医療事業年報」

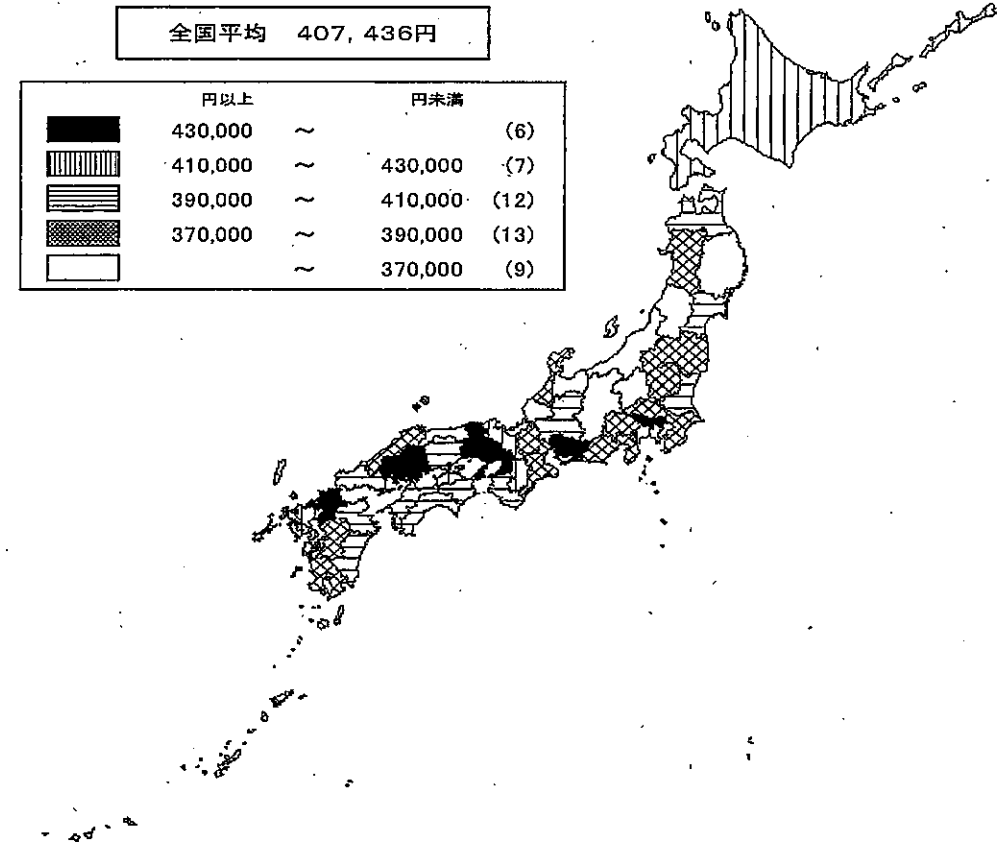
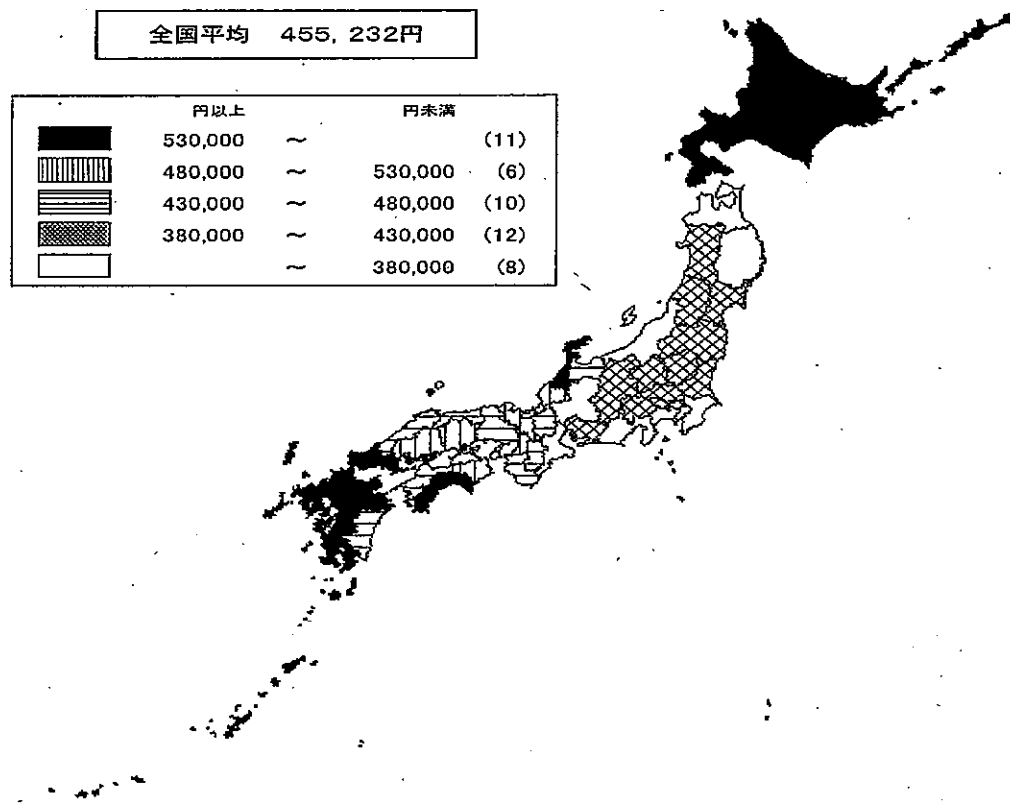
後期高齢者医療制度の被保険者1人当たり医療費(入院・入院外)

○1人当たり入院医療費の全国平均は45万5,232円であり、最高は高知(66万1,231円)、最低は静岡(34万7,033円)である。

○1人当たり入院外医療費の全国平均は40万7,436円であり、最高は広島(48万3,638円)、最低は富山(34万7,687円)である。

1人当たり入院医療費
(平成22年度)

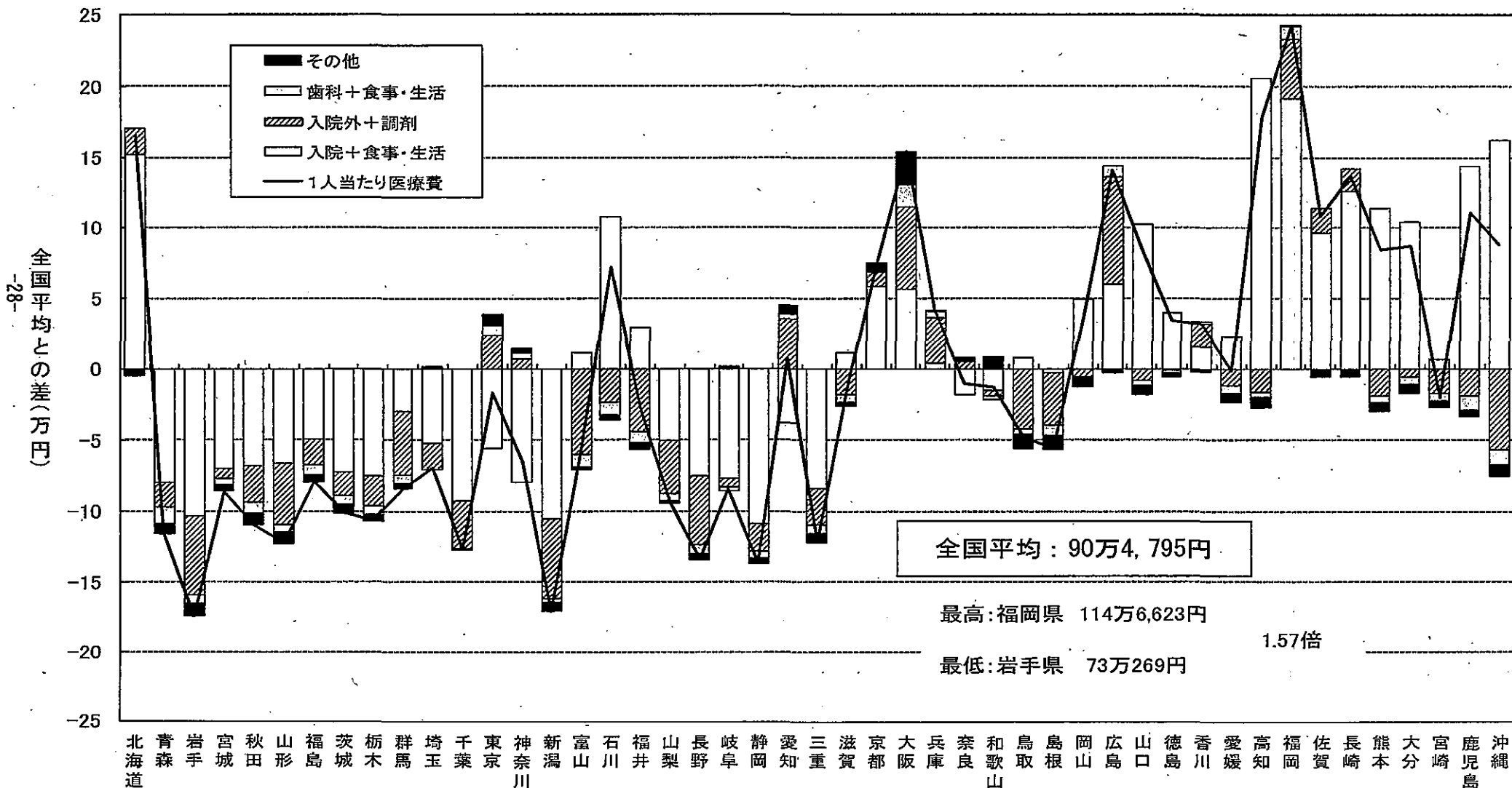
1人当たり入院外医療費
(平成22年度)



(資料)保険局「平成22年度後期高齢者医療事業年報」

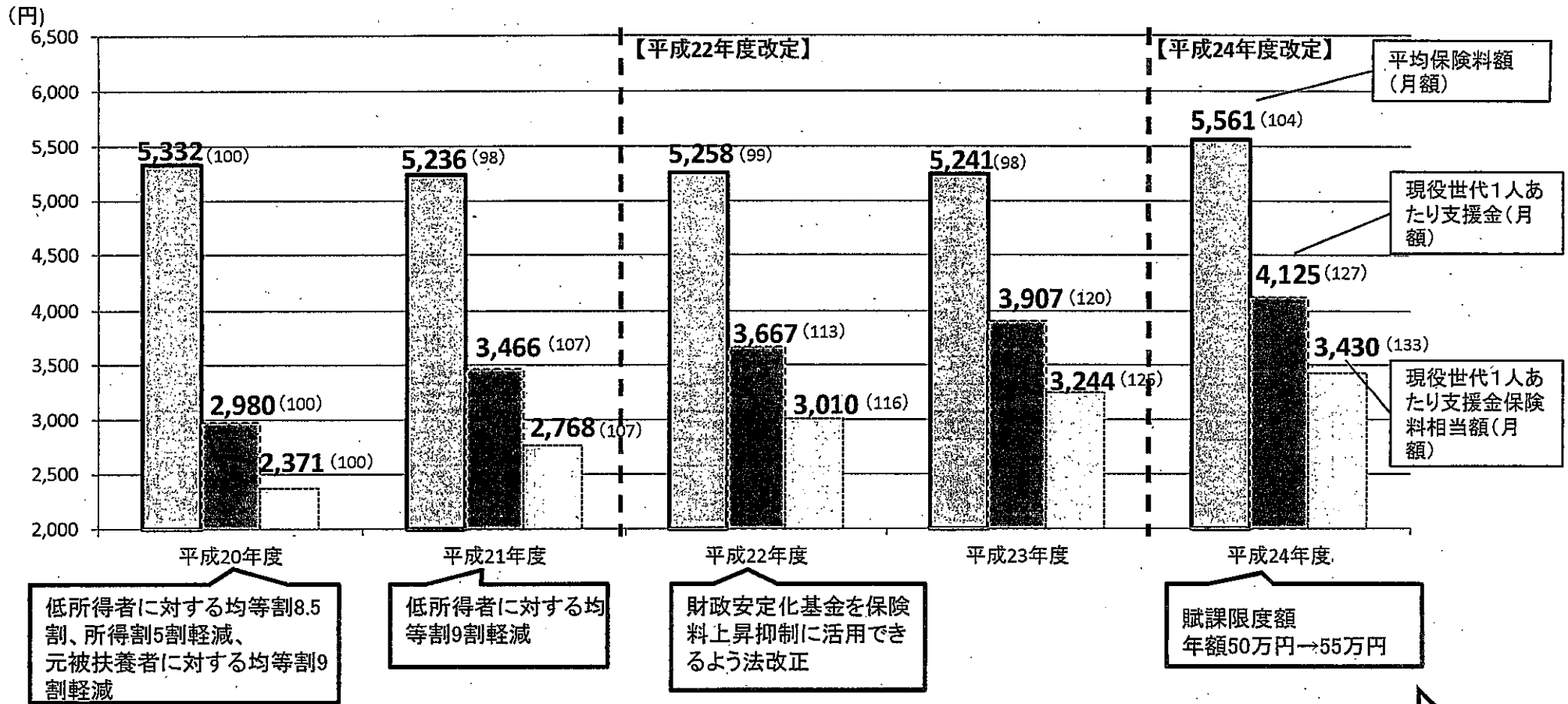
後期高齢者医療制度の被保険者1人当たり医療費の診療種別内訳(全国平均との差)

- 都道府県別1人当たり医療費の診療種別内訳を全国平均との差で示したもの。
- 一人当たり医療費の高い福岡、北海道、高知について見ると、福岡と北海道は入院・入院外ともに高くなっているのに対し、高知は入院が高い一方で入院外は低くなっている。
- 一人当たり医療費の低い岩手、新潟、静岡は入院・入院外ともに低くなっている。



(資料)保険局「平成22年度後期高齢者医療事業年報」

後期高齢者医療制度の保険料の推移



高齢者負担率 10% 10% 10.26% 10.26% 10.51%

- ※ 平均保険料額について、平成20～23年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査を基に算出、平成24年度は保険料率改定時の見込額。
- ※ 支援金は、平成20～22年度は高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に係る率及び額を定める告示を、平成23・24年度は予算額を基に算出。
- ※ 支援金保険料相当分は支援金から国保及び協会けんぽへの定率の公費を控除したもの。平成20～22年度は確定ベース、平成23・24年度は予算額を基に算出。(国保の低所得者に対する軽減分及び保険者支援制度分は考慮していない。)
- ※ 各年度の()の数值は平成20年度の金額を100としたときの数值。(支援金及び支援金保険料相当分については、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを100として計算している。)
- ※ 低所得者及び元被扶養者に対して保険料軽減の特例措置が行われている。
 低所得者への保険料軽減の特例措置：平成20年度は均等割8.5割軽減及び所得割5割軽減、平成21年度以降は均等割9割・8.5割軽減及び所得割5割軽減
 元被扶養者への保険料軽減の特例措置：均等割軽減9割軽減、所得割は賦課せず
- ※ 平成24年度の保険料額は、2年分の1人当たり医療費の伸び、後期高齢者負担率の引上げ、平成22年度の改定時に剰余金・財政安定化基金を活用して抑制した分等により一定程度の上昇が見込まれたが、23年度末までに生じる剰余金の活用及び財政安定化基金の活用により、約6%の伸びとなった。

後期高齢者医療制度の平成24年度及び25年度の保険料率等(1)

	均一保険料率(年額・率)				被保険者一人当たり 平均保険料額(月額)					年金収入別の保険料額の例(月額)	
	22-23年度		24-25年度		21年度	22-23年度	24-25年度(見込)		基礎年金受給者 (年金収入79万円)	平均的な厚生年金受給者 (年金収入201万円)	
	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	保険料額 (円)	保険料額 (円)	保険料額 (円)	対22-23年度増減 (円 / %)	24-25年度 保険料額 (円)	24-25年度 保険料額 (円)	
全国	41,700	7.88	43,550	8.55	5,236	5,249	5,561	312 / 5.9	363	4,614	
北海道	44,192	10.28	47,709	10.61	5,255	5,415	5,549	134 / 2.5	392	5,300	
青森県	40,514	7.41	40,514	7.41	3,374	3,322	3,352	31 / 0.9	333	4,175	
岩手県	35,800	6.62	35,800	6.62	3,227	3,147	3,113	-34 / -1.1	292	3,708	
宮城県	40,020	7.32	40,920	8.30	4,420	4,435	4,646	211 / 4.8	333	4,383	
秋田県	38,925	7.18	39,710	8.07	3,135	3,101	3,259	158 / 5.1	325	4,258	
山形県	38,400	7.12	39,500	7.52	3,283	3,327	3,464	137 / 4.1	325	4,133	
福島県	40,000	7.60	40,000	7.76	3,801	3,746	3,776	29 / 0.8	333	4,217	
茨城県	37,462	7.60	39,500	8.00	4,207	4,173	4,277	104 / 2.5	325	4,233	
栃木県	37,800	7.18	42,000	8.54	4,143	4,081	4,471	390 / 9.6	350	4,500	
群馬県	39,600	7.36	42,700	8.48	4,389	4,289	4,692	403 / 9.4	350	4,542	
埼玉県	40,300	7.75	41,860	8.25	6,268	5,977	6,255	278 / 4.6	348	4,440	
千葉県	37,400	7.29	37,400	7.29	5,438	5,488	5,428	-60 / -1.1	308	3,950	
東京都	37,800	7.18	40,100	8.19	7,116	7,216	7,872	656 / 9.1	333	4,308	
神奈川県	39,260	7.42	41,099	8.01	7,274	7,080	7,547	467 / 6.6	342	4,342	
新潟県	35,300	7.15	35,300	7.15	3,656	3,594	3,545	-49 / -1.4	292	3,783	
富山県	40,800	7.50	43,800	8.60	4,656	4,528	4,947	419 / 9.3	358	4,633	
石川県	45,240	8.26	47,520	9.33	5,026	4,897	5,201	304 / 6.2	396	5,034	
福井県	43,700	7.90	43,700	7.90	4,613	4,509	4,489	-20 / -0.4	358	4,492	
山梨県	38,710	7.28	39,670	7.86	3,921	3,833	4,050	217 / 5.6	330	4,217	
長野県	36,225	6.89	38,239	7.29	3,888	3,957	4,160	203 / 5.1	317	4,000	
岐阜県	39,310	7.39	40,670	7.83	4,613	4,520	4,702	182 / 4.0	333	4,275	
静岡県	36,400	7.11	37,900	7.39	4,998	4,964	5,151	187 / 3.8	308	4,000	
愛知県	41,844	7.85	43,510	8.55	6,256	6,315	6,684	369 / 5.9	358	4,608	
三重県	36,800	6.83	39,120	7.55	4,181	4,100	4,470	370 / 9.0	326	4,118	
滋賀県	38,645	7.18	41,704	8.12	4,599	4,671	5,135	464 / 9.9	348	4,404	

後期高齢者医療制度の平成24年度及び25年度の保険料率等(2)

	均一保険料率(年額・率)				被保険者一人当たり 平均保険料額(月額)				年金収入別の保険料額の例(月額)	
	22-23年度		24-25年度		21年度	22-23年度	24-25年度(見込)		基礎年金受給者 (年金収入79万円)	平均的な厚生年金受給者 (年金収入201万円)
	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	保険料額 (円)	保険料額 (円)	保険料額 (円)	対22-23年度増減 (円 / %)	24-25年度 保険料額 (円)	24-25年度 保険料額 (円)
全国	41,700	7.88	43,550	8.55	5,236	5,249	5,561	312 / 5.9	363	4,614
京都府	44,410	8.68	46,390	9.12	5,953	5,953	6,253	300 / 5.0	387	4,916
大阪府	49,036	9.34	51,828	10.17	6,490	6,640	7,098	458 / 6.9	432	5,489
兵庫県	43,924	8.23	46,003	9.14	5,925	5,893	6,252	359 / 6.1	383	4,895
奈良県	40,800	7.70	44,200	8.10	5,268	5,351	5,830	479 / 9.0	367	4,567
和歌山県	42,649	7.91	43,271	8.28	4,244	4,146	4,261	115 / 2.8	358	4,533
鳥取県	40,773	7.71	40,773	7.71	4,065	3,976	4,003	27 / 0.7	333	4,258
島根県	39,670	7.35	41,520	8.41	3,643	3,630	3,900	270 / 7.4	346	4,450
岡山県	44,000	8.55	45,000	8.97	4,794	4,926	5,028	102 / 2.1	375	4,792
広島県	41,791	7.53	43,735	8.35	5,092	5,213	5,603	390 / 7.5	364	4,586
山口県	46,241	8.73	47,474	9.45	5,469	5,341	5,542	201 / 3.8	396	5,055
徳島県	43,990	8.03	48,900	9.51	3,797	3,969	4,485	516 / 13.0	400	5,158
香川県	47,200	8.81	47,200	8.81	5,390	5,226	5,286	60 / 1.1	392	4,908
愛媛県	41,227	7.84	44,194	8.72	4,215	4,101	4,487	386 / 9.4	368	4,690
高知県	48,931	8.94	51,793	10.35	4,421	4,409	4,845	436 / 9.9	432	5,523
福岡県	52,213	9.87	55,045	10.88	6,071	6,194	6,606	412 / 6.7	458	5,845
佐賀県	47,400	8.80	49,500	9.60	4,547	4,466	4,706	240 / 5.4	408	5,217
長崎県	42,400	7.80	44,600	8.23	4,164	4,123	4,322	199 / 4.8	367	4,617
熊本県	47,000	9.03	47,900	9.26	4,248	4,299	4,439	140 / 3.2	392	5,042
大分県	47,100	8.78	48,500	9.52	4,448	4,385	4,634	249 / 5.7	400	5,133
宮崎県	42,500	7.55	45,500	8.48	3,710	3,558	3,940	382 / 10.7	375	4,725
鹿児島県	45,900	8.63	48,500	9.05	3,731	3,684	3,853	169 / 4.6	400	5,042
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80	4,470	4,591	4,685	94 / 2.1	404	4,989

○ 均一保険料率(被保険者均等割額及び所得割率)は、平成24年度・平成25年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。

○ 平成24・25年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

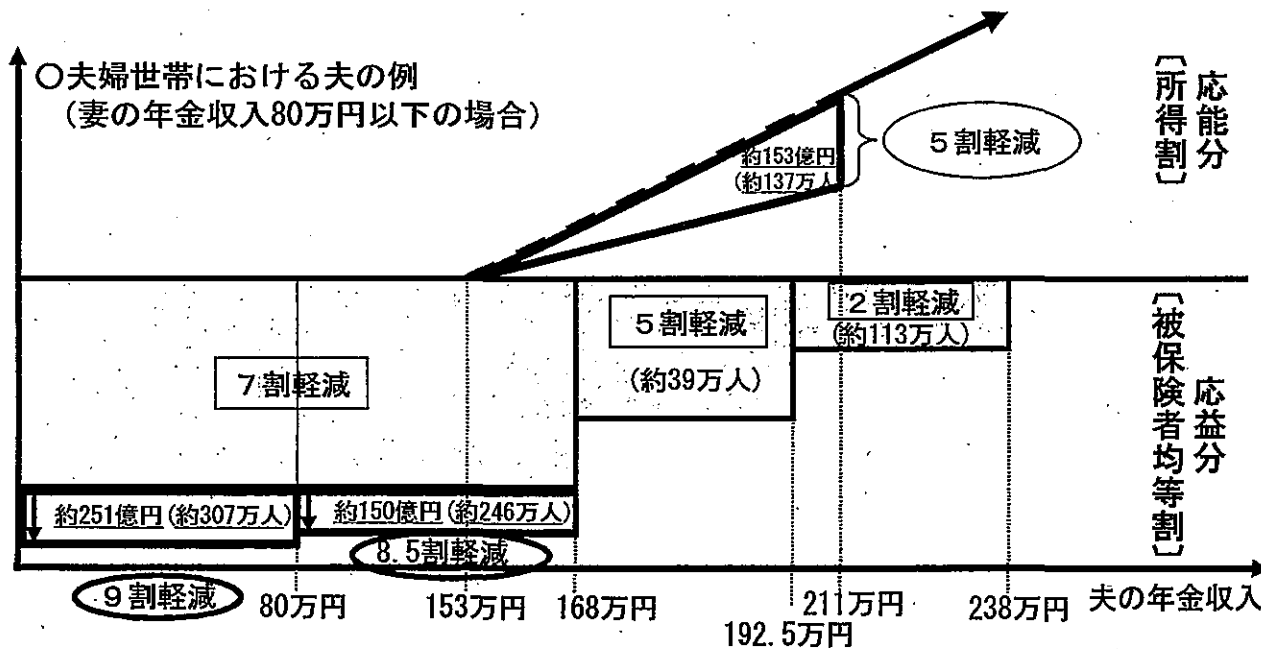
○ 平成21年度及び平成22-23年度の被保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

後期高齢者医療制度の保険料軽減について

- 後期高齢者医療制度は、毎年度、個人単位で保険料を算定し、被保険者が納付義務を負う。
- 保険料は、広域連合の条例で定め、①被保険者に等しく賦課する均等割額、②所得に応じて賦課される所得割額を合算して算定する。
- 低所得者対策として、世帯の所得に応じて均等割の7・5・2割の軽減措置、被用者保険の被扶養者であった者の軽減措置(均等割5割軽減、所得割賦課せず、加入から2年間限り)が、制度上設けられている。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、保険料軽減対策として、平成20年度以降毎年度、予算により、
 - ①低所得者の更なる保険料軽減(均等割9・8.5割軽減、所得割5割軽減)
 - ②被用者保険の被扶養者であった者(元被扶養者)の更なる保険料軽減(均等割9割軽減、当分の間)の特例措置を実施している。

【低所得者への保険料軽減（平成24年度補正予算）】

【元被扶養者への保険料軽減（平成24年度補正予算）】

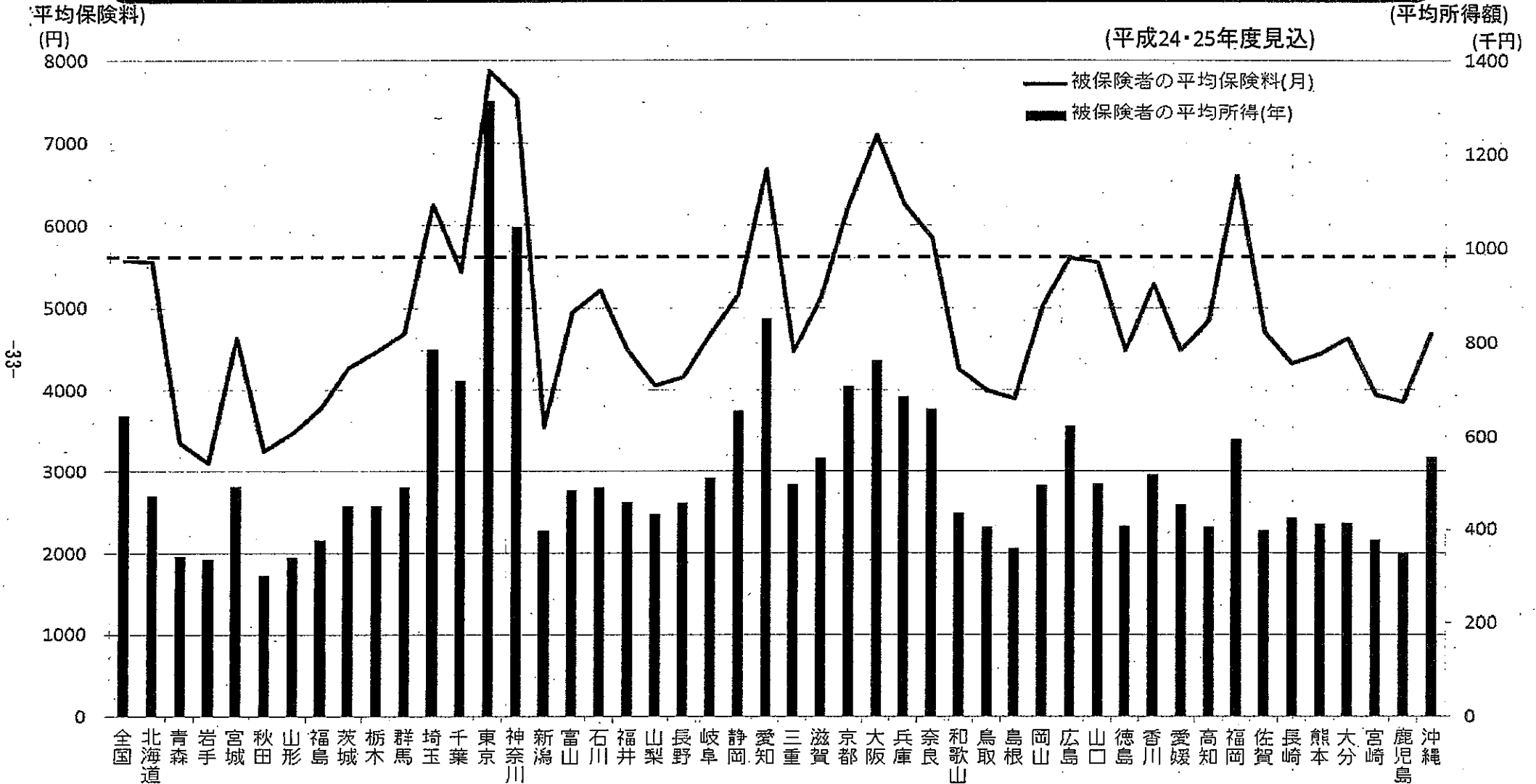


均等割9割軽減	(予算上の措置) 国庫負担	約222億円 (約180万人)
均等割5割軽減	(法律上の措置) 地方負担	

※元被扶養者の軽減は制度上、加入から2年間限りとされているが、特例措置により、期限を設けずに軽減している。

後期高齢者医療制度の都道府県別保険料

- 後期高齢者医療制度の全国平均保険料は月額5,561円。
- 所得水準が高い広域連合では、平均保険料額が高い。

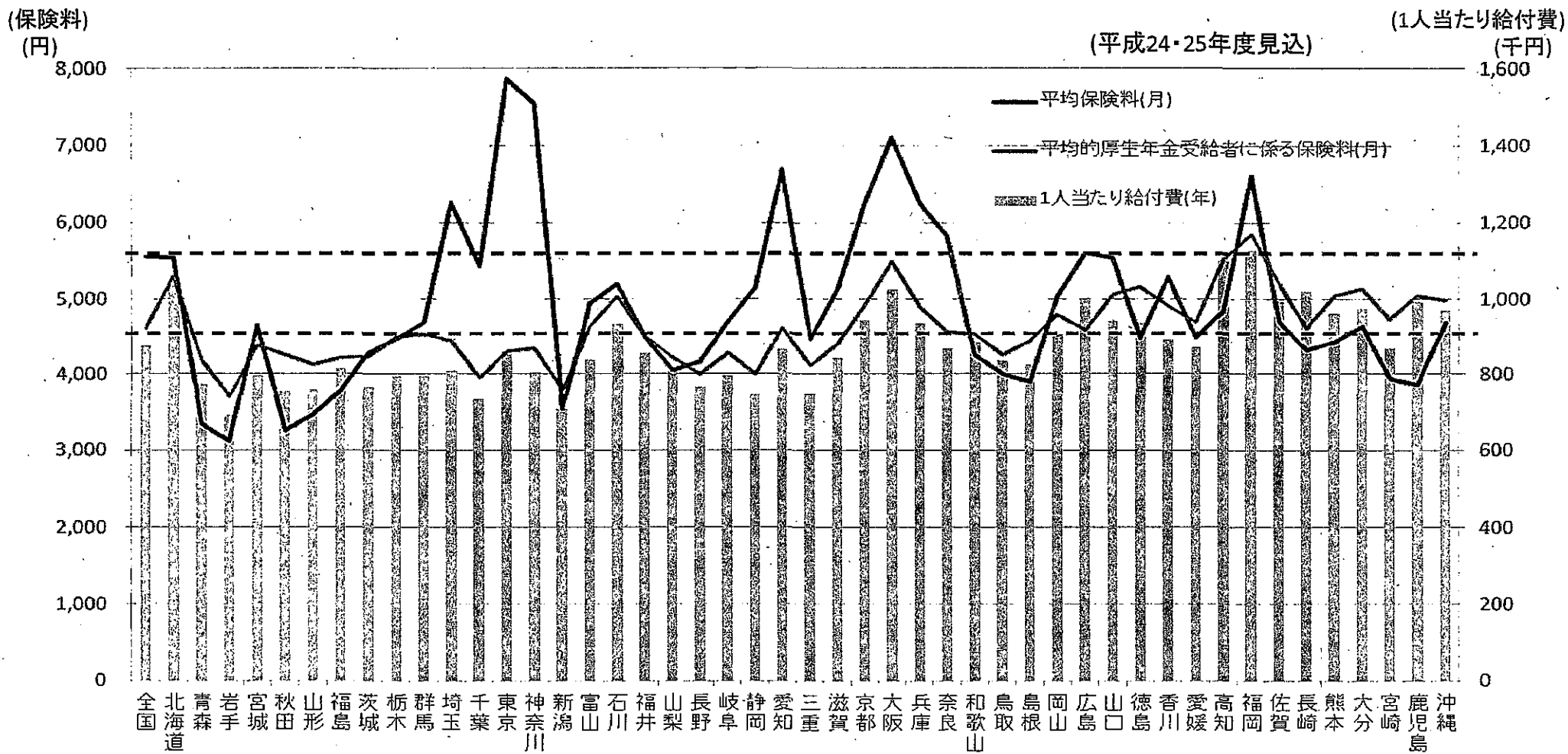


※ 平成24・25年度保険料改定時の試算ベース。

※ 所得は、収入から必要経費等を差し引く等して得られたいわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得(基礎控除後)。

後期高齢者医療制度の都道府県別保険料と医療給付費の関係

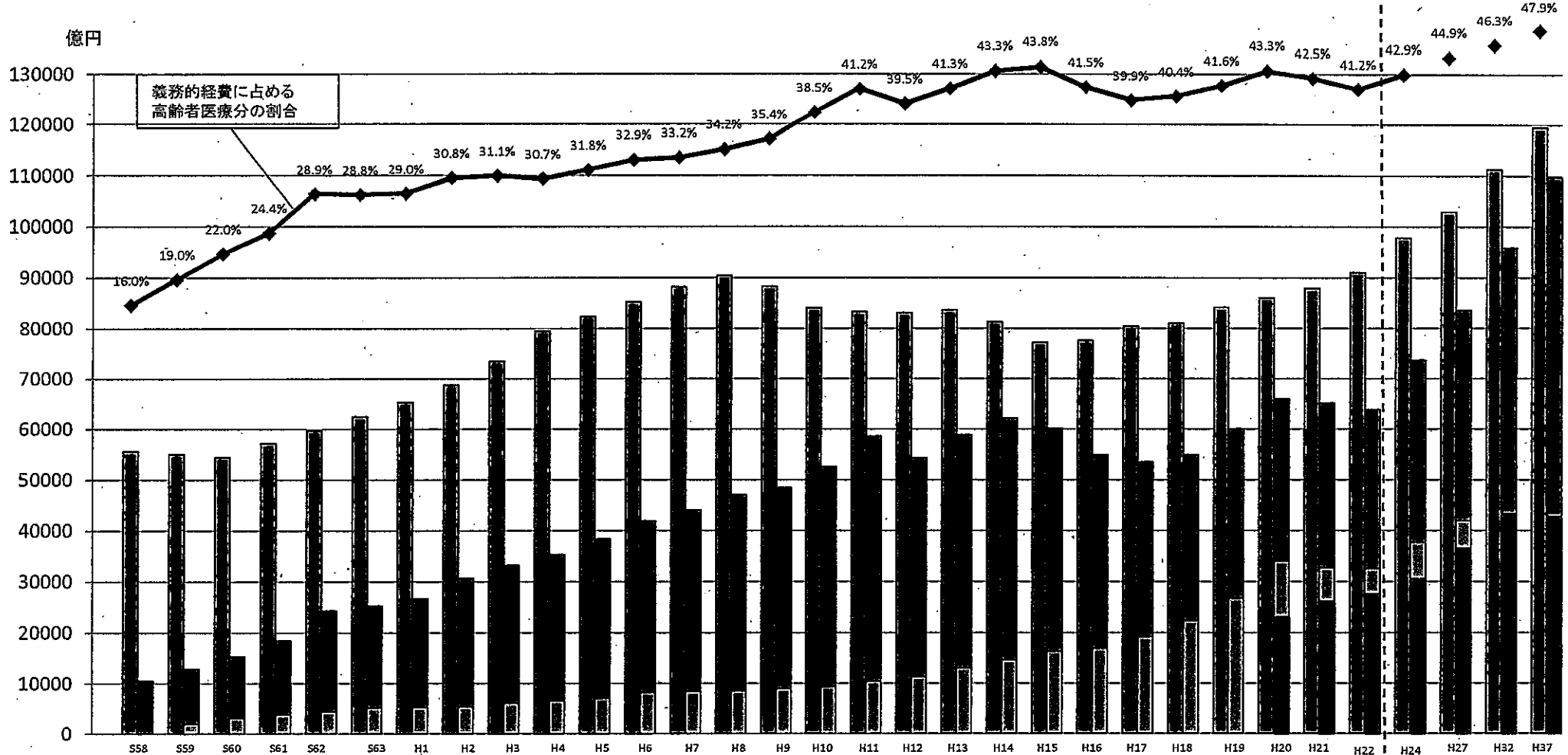
○ 調整交付金により、広域連合間の所得格差に伴う財政不均衡が是正されることから、同一所得の方で見た場合、1人当たり医療給付費が高い広域連合において、保険料水準が高い。



※ 平成24・25年度保険料改定時の試算ベース。
 ※ 平均的厚生年金受給者=年金収入201万円

高齢者の支援金等の推移(被用者保険)

- 法定給付費
 - 前期高齢者納付金
 - 退職者給付拠出金
 - 後期高齢者支援金(老人保健拠出金)
- } 高齢者医療分



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金) (予算) (見通し) の合計額である。なお、平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※各金額は、健保組合、協会けんぽ(平成19年度以前は旧政府管掌健康保険)、共済組合の合計である。(法第3条第2項被保険者、船員保険に係る金額は含めていない。)

※過去の数値は決算値、平成24年度は予算ベースである。

※平成27年度以降の見通しは、「社会保障に係る費用の将来推計の改定」(平成24年3月)の現状投影シナリオをベースに推計。

出典：昭和58年から平成22年までは「組合決算概況報告(健康保険組合連合会)」、決算報告書、事業年報より。